

地域支援員（定住推進担当） 募集中！！

1名

廿日市市は、広島県の西部に位置するまちで、南は瀬戸内海に面しています。沿岸部（廿日市地域、大野地域）は中国地方最大の都市である広島市に隣接していますが、中山間地域（佐伯地域、吉和地域）では、少子高齢化、人口減少が続いています。

佐伯・吉和地域への移住・定住を促進するため、定住推進担当の地域支援員を募集します。

申込締切 令和8年6月19日（金）

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市
はつかいちし

地域支援員とは？

中山間地域で、地域情報の発信や地域おこし活動の支援、地域内外の交流を促進することで、地域力の維持・強化の取組を行う人。

総務省の「地域おこし協力隊」と「集落支援員」の制度を活用した廿日市市独自の職です。

※ 専門的な資格・知識・経験を有している場合（例：宅地建物取引士、空き家管理士など）は、「**主任地域支援員**」として任用します。

定住推進担当の活動内容

- ① 移住希望者からの相談対応・空き家の提供者と移住希望者とのマッチング
 - ア 移住希望者の相談を受け付け及び物件案内を行うなど。
 - イ 移住希望者に対する空き家バンク情報の提供
 - ウ 移住・定住の促進に係るイベント等において、市の「居住地としての魅力」を移住検討者にPRする。
- ② 空き家バンクの企画運営支援
 - ア 空き家バンク運営者と地域とのつながりサポート
 - イ 空き家の掘り起こしのサポート
 - ウ 現地調査や現地対応の補助など
- ③ SNSを利用した本市の中山間地域の魅力発信
地域支援員のホームページやFacebookなどを活用し、中山間地域の情報発信を行う。
- ④ その他移住定住に係る企画の提案及び実施等
移住定住の促進に繋がる取組を自ら提案し、実施する。



1日のスケジュール

例 1

- 8:30 出勤
- 9:00 SNS記事の作成・投稿
- 10:00 関係課との空き家に関する協議
- 12:00 お昼休み
- 13:00 移住希望者の相談対応
- 15:00 空き家の現地調査同行
- 17:15 終了

例 2

- 11:00 出勤
- 11:30 撮影した写真の整理
- 12:00 お昼休み
- 13:00 空き家の内覧同行
- 17:00 地域の円卓会議に参加
- 19:45 終了

任期満了後の活動事例

- 佐伯地域で起業（アップサイクルショップの経営・ラジオ番組のパーソナリティ）【20代女性】
- 宮島地域で起業（パン屋）【40代女性】
- 佐伯地域で企業（古民家ゲストハウス経営・NPO法人就業）【20代男性】

募集内容の詳細や
申込書のダウンロード
(廿日市市ホームページ)



募集の内容

応募条件

- 新しい視点で企画立案ができ、多世代とコミュニケーションがとれる人
- SNSやオンラインを活用した、情報発信ができる人
- 中山間地域における活動に意欲を持って取り組むことができる人
- 協調性があり、「報告・連絡・相談」ができる人
- パソコン（Word、Excelなど）、SNSなどの一般的な操作ができる人
- 普通自動車運転免許を取得している人
- 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人



勤務条件等

任用形態	廿日市市会計年度任用職員（地域支援員または主任地域支援員）
任用期間	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで ※任用期間中の勤務実績に基づく能力の実証等により、翌年度に再度の任用を行う場合があります（最長3年まで延長可能）。 ※9月1日からの勤務が難しい場合は相談に応じます。
報酬 (地域手当相当含む)	【地域支援員】月約228,000円 【主任地域支援員】月約236,000円
期末・勤勉手当	【地域支援員】年間約342,000円 【主任地域支援員】年間約353,000円（初年度） 【地域支援員】年間約1,000,000円 【主任地域支援員】年間約1,050,000円（2年度） ※支給対象：週25時間以上勤務かつ任用期間6月以上 支給率：年4.65月（初年度は実質年1.5月）
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合、市の規定に基づき支給
社会保険など	厚生年金保険、健康保険、雇用保険等に参加、災害補償あり
勤務地	廿日市市佐伯支所
勤務日数など	週31時間（週4日～5日程度）
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 ※行事や会議などにより、土曜日・日曜日・祝日や夜間の勤務となる場合があります。
休暇	年次有給休暇10日（週4日勤務で9月1日採用の場合）、特別休暇（夏季休暇等）ほか ※その他市の規定で定める休暇
条件付採用	1か月間（試用期間に相当するもので、再度の任用時も同様）
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する各規定を適用

※報酬及び期末・勤勉手当は、給与改定などにより支給額が増減する場合があります。

補助制度など

活動費	年度ごとに予算の範囲内で、旅費、消耗品費、研修費、広報費などに使える活動費があります。（60万円程度）
住居	廿日市市外から廿日市内に転入される場合又は廿日市内の現住居から佐伯地域へ転居される場合で、賃貸の住居が必要な方に、市が住居費の一部を補助する制度があります。（事前に相談してください。）
起業支援補助制度	地域支援員又は地域支援員であったものが、一定の要件を満たして、廿日市内で起業する場合、予算の範囲内で起業に係る経費の一部を補助する制度があります。

選考日程及び採用までの流れ

5月15日（金）	採用試験申込みを受け付け開始。
6月11日（木） 14:00～ 会場 佐伯支所 3階大会議室	募集説明会 参加を希望する方は、6月10日（水）17:00までにご連絡ください。 オンライン参加も可能です。
6月19日（金） 必着	採用試験申込みを締め切ります。
6月下旬	1次選考 書類選考し、可否の結果は申込者全員に文書で通知します。
7月12日（日）	2次選考 プレゼンテーション・個人面接試験を実施し、可否の結果は受験者全員に文書で通知します。（採用が内定した方には、後日、採用に係る書類を送付します）

※募集説明会への参加は、可否に影響しません。

申込書の記入方法など

- ・ 記入は黒のボールペン（消せるボールペンは使用不可）を使用し、かい書で丁寧に記入してください。
- ・ 申込書の所定の位置に写真（タテ4cm×ヨコ3cm）を剥がれないように糊で貼ってください。
※写真は、3か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身のもの（眼鏡を使用している人は眼鏡をかけた写真）を用意し、写真の裏面に氏名を記入してください。カラー・白黒いずれでも構いません。
- ・ 年齢は、申込時の年齢ではなく令和8年4月1日時点の満年齢を記入してください。
- ・ 連絡先は、携帯電話等の連絡がとれる連絡先を記入してください。記載内容等について、問い合わせる場合がありますので、着信には応答してください。
- ・ 学歴は、中学校から最終学歴までを記入してください。中学校以外の修学区分は、該当するものを○で囲んでください。
- ・ 職歴は、会社のみでなく自営業やアルバイト等、学校卒業後の、直近5つまでの経歴を古いものから順に記入してください。
- ・ 資格・免許は、取得見込みのものを含めて8つまで記入してください。
- ・ 職歴や資格・免許は、「主任地域支援員」に該当するかの判断を行います。
- ・ 申込書表面下段の欠格条項に該当しないこと及び記載事項に誤りがないことを確認し、所定の欄に署名（自筆）をしてください。
- ・ 表裏もれなく記入してください。記入されていない場合は受付できません。
- ・ 申込書等に記載された個人情報については、採用に関する事務の目的で使用します。
- ・ 提出された書類は返却しません。

提出方法

折らずにそのままの状態、下記の問い合わせ先に持参または郵送してください。

持参する場合は、受付時間内に提出してください。

郵送の場合は、角形2号（24cm×33.2cm）の封筒に「地域支援員募集申込」と赤色で記入し、提出書類（申込書）を全て同封して、簡易書留で郵送してください。（6月19日（金）必着）

問い合わせ先

〒738-0292 広島県廿日市市津田1989番地（佐伯支所2階）

廿日市市 地域振興部 佐伯支所地域づくり係

☎(0829)72-1110 FAX (0829)72-0415 ✉chusankan@city.hatsukaichi.lg.jp

（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時半から午後5時15分まで）